

(仮称) 東京都北区公民連携推進条例の基本的な考え方(案)

令和7年 12月北区

この条例の基本的な考え方は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

I. 条例制定の趣旨

区民が豊かさを感じるくらしの実現を目指し、公民連携を推進することで、より一層の区民サービスの向上、社会課題及び地域課題の解決、地域の活性化を図るとともに、庁内における公民連携による事業実施検討の意識を高めるため、(仮称)北区公民連携推進条例を制定することとします。

2. 条例の全体構成

条例の全体構成は以下のとおりです。

- (1) 前文
- (2) 目的
- (3) 定義
- (4) 基本方針
- (5) 公民連携事業の原則
- (6) ガイドラインの作成
- (7) 公民連携窓口の設置
- (8) 公民連携プラットフォームの設置
- (9) 提案事業等の募集

3. 条例の内容

(1) 前文(盛り込む内容)

- ・区民が豊かさを感じる暮らしの実現を目指す。
- ・渋沢栄一翁が提唱した合本主義を踏まえ変化を恐れず地域に根ざして社会課題及び地域課題の解決を図り持続可能な区の未来に向けた対話に基づく公民連携を進める。

(2) 目的

公民連携に関する基本的事項を定めることにより、東京都北区及び民間事業者等がそれぞれの強みを發揮し、ともに区民ニーズに応じたサービスの更なる質の向上及び地域の価値を高め、もって区が目指す将来像を実現することを目的とする。

(3) 定義

- ・民間事業者等：企業、各種法人、大学、特定非営利活動法人、区民活動団体等。
- ・公民連携：区及び民間事業者等が、それぞれの持つ創意工夫、専門的知識、資源、ネットワーク等を結集することにより、社会課題等の解決に資する公共サービスの提供等を図るために相互の対話を通じて連携すること。
- ・公民連携事業：公民連携で行う事業。

(4) 基本方針

区は、行おうとする事業（法令等により区が直接実施することが規定されている事業を除く。）について、本条例に規定する目的の達成が見込まれる場合は、公民連携の可能性を検討し、公民連携事業として実施する。

(5) 公民連携事業の原則

- ・区及び民間事業者等は、次に掲げる原則に則り公民連携事業を推進する。
 - ①区及び民間事業者等は、課題及び目標を共有し、相互の利益を見出すこと。
 - ②区は、民間事業者等と対等な関係を築き、公民連携事業の実現に向けた対話を積極的に行うこと。

- ③区は、全ての民間事業者等の提案の機会を確保すること。
- ④区は、公民連携事業を行うに当たっては、透明性の確保を基本とすること。
- ⑤区及び民間事業者等は、適切な役割分担及び責任について合意し、明確化すること。
 - ・区は、円滑な公民連携事業の推進を図るため、関係者間の必要な調整を行わなければならない。
 - ・民間事業者等は、公民連携事業に参画するに当たって、その公共性を理解し、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営を図るよう努めなければならない。

(6) ガイドラインの作成

- ・区長は、公民連携事業を広く効果的に推進するため、「公民連携事業に関するガイドライン」の作成を行うものとする。
- ・ガイドラインには、公民連携窓口、公民連携プラットフォーム、提案事業等の募集その他公民連携事業に必要な事項について定めるものとする。
- ・区長は、ガイドラインを作成し、又は改定した場合は、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

(7) 公民連携窓口の設置

- ・区長は、公民連携事業を推進するための公民連携窓口を設置する。
- ・公民連携窓口は、民間事業者等からの相談及び提案の受付を行うとともに、公民連携事業の情報集約を担うものとする。

(8) 公民連携プラットフォームの設置

区長は、公民連携事業に係る区と民間事業者等との対話の場として、公民連携プラットフォームを設置する。

(9) 提案事業等の募集

区長は、区の目標及び社会課題等を示した上で、民間事業者等からの提案等の募集を行うとともに、自主的な提案を受けるものとする。